

被扶養者申請必要書類一覧表

		対象者	備 考
被扶養者の範囲	被保険者と同一世帯でなくてもよい人	・配偶者 ・子※(養子含む)、孫、兄弟姉妹 ・父母、祖父母などの直系尊属	※被扶養者申請をする場合に配偶者に収入があるときは、本人および配偶者の前年源泉徴収票の写しを添付すること(夫婦共同扶養について調査) なお、夫婦共同扶養とならないときは戸籍謄本を添付すること
	被保険者と同一世帯が条件の人	・内縁関係の配偶者・子・親 ・義父母 ・その他三親等内の親族	

		必 要 書 類 会社の健保の担当者を通じ、健保組合まで届け出てください。	書類等発行元	備 考
申請書類(必須)		・「健康保険被扶養者(異動)届」 ・「被扶養者状況届(18歳以上)」※2種類のうちどちらか一方		「健康保険被扶養者(異動)届」には対象被扶養者のみを記入ください。 被扶養者状況届については18歳以上の方を扶養申請するときに対象者1人につき1枚提出してください。
続柄・同一世帯を証明するもの(必須)		【同居・続柄の確認】世帯全員の住民票(続柄表記あり) 【続柄や他の家族の確認】戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) (発行日より3カ月以内のもの)	市区町村役場	婚姻の場合は、婚姻受理証明書でも可 対象者が外国人のときは、外国人登録証明書+登録原票記載事項証明書(配偶者および子以外は短期滞在ビザは不可) 対象者が別居のときは、世帯全員の住民票(続柄表記あり)+戸籍全部事項証明書

18歳以上で下記に該当する場合は必須(ただし、高校生以下は不要)

生計維持関係を証明するもの	学校に在学している人(予備校生含む)	・在学証明書または学生証 ・学生である証明書を提出できないときは住民税非課税証明書または課税証明書	大学や予備校等 市区町村役場		
	申請前(1年以上)無収入であった人	・住民税非課税証明書または課税証明書	市区町村役場		
	申請前(1年以内)に働いていた人 (自分で健康保険に加入していた人)	雇用保険・基本手当等を受給する人 (基本手当等日額が基準未満の場合)	・雇用保険受給資格者証(両面)	公共職業安定所	基本手当等日額が「3,612円未満」、60歳以上または障害のある人は「5,000円未満」である場合に限る 基準を越すときは受給中・待期間中・給付制限期間中全て非認定とする
		雇用保険・基本手当等の受給を終了した人	・雇用保険受給資格者証(両面) (受給満了の印字があるもの)		
		雇用保険・基本手当等を受給しない人	・離職票1・2	公共職業安定所	雇用保険に加入していたが、その期間が1年以内で基本手当等の受給資格がない場合も含む
		雇用保険に未加入であった人	・雇用保険未加7入証明書または退職証明書	退職時の事業主	雇用保険に未加入であったこと、および退職日が証明されていること
		雇用保険・基本手当等の受給を延長する人	【いずれも必要】 ・離職票1・2 ・雇用保険受給期間延長通知書(後付でOK)	公共職業安定所	「雇用保険受給期間延長通知書」は発行までに時間がかかるため、後付による提出でOK
		パート・アルバイト等で働いている人	【いずれか必要】 ・給与明細書(直近3カ月分)※ 明細書発行元がわかるもの ・雇用契約書等	事業主 (勤務先)	原則として直近3カ月の収入額から年額換算した金額に年間賞与の見込金額を加えた金額を年間収入見込額とする。 なお、収入には通勤交通費等の所得税法上の非課税収入を含む。 1カ月当たり給与収入が、60歳未満の人は108,334円未満(130万円÷12カ月) 1カ月当たり給与収入が、60歳以上または障害のある人は150,000円未満(180万円÷12カ月) ※後日、その年の源泉徴収票の提出が必要(翌年はじめ)
	年金を受給している人 (国民・厚生・共済・基金・遺族・障害・恩給・私的等の各種年金)	【いずれも必要】 ・住民税課税証明書または非課税証明書 ・年金払込通知書、年金額改定通知書、年金支給額変更通知書など	年金事務所 市区町村役場	今後1年間の収入見込額が、 60歳未満の人は130万円未満 60歳以上の人はまたは障害のある人は年間180万円未満	
	【健康保険の傷病手当金または出産手当金】や【労災保険等の休業補償給付等の給付】を受けている人	・それぞれの給付に対する支給決定通知書(支給開始時期が確認できるもの)	健康保険組合 協会けんぽ 労働基準監督署	支給日額の360日分により年間収入見込額を算出	
給与・年金以外の収入がある人	【いずれも必要】 ・住民税課税証明書など ・確定申告書(前年分)	市区町村役場 税務署	自営業者(営業収入・農業収入・不動産収入等での収入がある人)の収入は、収入が大幅に減少することが事実に基づいて検証できなければ、原則として前年の収入金額と直近3カ月の収入額から年額換算した金額のいずれか多い金額をもって年間収入見込額とする。なお、自営業者の収入についても他の収入がある者の収入と同じく原則として受入総額とする。ただし、事業収入においては、最低限の直接的必要経費を控除した金額とする。		
被保険者と別居の人 (同一世帯が条件の人は申請不可)	・被保険者の送金によって被扶養者の生活が成り立っていることが確認できる表紙を含む銀行口座のコピー (直近3カ月分)	金融機関等	送金額については下記の3条件を満たすこと ①年間で被扶養者の収入を超える金額、かつ標準的な生計費を著しく下回らない額(¥60,000/被扶養者1人・¥85,000/同2人)を最低送金額として毎月送金(手渡し不可)を行うこと ②被保険者の年間収入から年間送金総額を差し引いた額が、被扶養者の被保険者からの送金額を含めた年間収入を下回らないこと ③送金が被扶養者への生計維持に必要で、かつ送金後の収入額で被保険者および他の被扶養者の生活が成り立っていること ※ただし被保険者が単身赴任の場合や学生の子へは送金証明は不要		
60歳未満で年間収入見込額が180万円の適用を受ける人 (障害者認定を受けている人)	・障害者手帳	市区町村役場			

注) 必要に応じて、他の書類を提出していただくことがあります(「収入に関する誓約書」等々必要書類)。

注) 提出書類は、原本の記載があるもの以外、すべてコピー可。